

毎週火、金曜日発行（但休日に当る日（翌日））
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 土地改良事業の認可

土地改良区の役員の退任及び就任
米穀小売販売業者の臨時業者の登録

◇選管告示 不在者投票管理者をおくことが出来る病院の一部変更

◇人委規則 市の区域を分けた開票区等の変更

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正
通勤手当の支給に関する規則の一部改正
産業教育手当の支給に関する規則の一部改正
職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第六十七号

本高土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗きよ排水改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十四年三月二十三日認可した。

昭和三十四年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十八号

上砂見土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする農道事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十四年三月二十三日認可した。

昭和三十四年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、賀野村中の谷土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	高橋 亮一	西伯郡会見町大字宮前
"	加藤伊勢松	"
"	赤井 義治	"
"	加藤 成亮	"
"	新井 虎一	"
"	岡田万太郎	"
"	新井 一雄	"
"	赤井 重治	"
"	細田 為文	"
"	山中 為明	"
"	岡田 知重	"
"	"	市山
"	"	朝金
"	"	宮前

就任した役員の名及び住所

"	岡田 勲	"
"	岡田 瀧雄	"
"	吉江 真澄	"
"	加藤伊勢松	西伯郡会見町大字田住
理事	赤井 義治	"
"	新井 高一	"
"	浅田 政治	"
"	竹内 鉄造	"
"	岡田 勲	"
"	中原 寿人	"
"	加藤 亮	"
"	山中 為明	"
"	岡田 知重	"
"	細田 為文	"
"	赤井 重治	"
"	岡田 瀧雄	"
"	小林 亮之	"
"	"	市山
"	"	朝金
"	"	市山
"	"	宮前
"	"	天刀
"	"	宮前

昭和三十三年三月二十九日総会において総選挙の結果当選し、四月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第百七十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

登録番号	氏名又は名称	住	所	営業所の所在地	事業区域
三七六	景井憲太郎	東伯郡赤碕町大字赤碕七三四		住所に同じ	赤碕町
三七七	米沢登美枝	泊村大字泊七四〇		"	泊村
三七八	大森 浅吉	米子市茶町四六		"	米子市第一
三七九	松原 忠一	東伯郡三朝町大字三朝九二ノ一		"	三朝町

第二十二條の二第二項の規定に基き、昭和三十四年三月三十日次のとおり四月一日から業務を開始する小売販売業者甲の臨時業者登録をした。
昭和三十四年四月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号（不在者投票管理者をおくことのできる病院について）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

「森脇病院 米子市加茂町一丁目一四」の次に「医療法人高島病院 米子市西町六番地」を加える。

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十三年五月鳥取県選挙管理委員会告示第二十号（市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区について）中日野郡の項を削る。

昭和三十四年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

人事委員会規則

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第三号

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十九年鳥取県条例第四十号）」を「（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（技術の程度）

第一条の二 条例第三号第一項各号に掲げる作業についての技術の程度及び作業手当を支給するものの範囲は、次表のとおりとする。

条例第三号第一項の作業	区	分	
	一級	二級	一級
第一号の作業	上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部補以下の警察官及び警察署に勤務する上記作業専任の警部	上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部補以下の警察官及び警察署に勤務する上記作業専任の警部	上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部補以下の警察官及び警察署に勤務する上記作業専任の警部
第二号の作業	鑑識技能検定試験の二級に合格した者又は上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満の者（警視、警部及び課長補佐の職にある警察官以外の職員（以下「警視等」という。）を除く。）	鑑識技能検定試験の二級に合格した者又は上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満の者（警視、警部及び課長補佐の職にある警察官以外の職員（以下「警視等」という。）を除く。）	鑑識技能検定試験の二級に合格した者又は上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満の者（警視、警部及び課長補佐の職にある警察官以外の職員（以下「警視等」という。）を除く。）

第三号の作業	一級	警察職員（警視等を除く。）のうち、上記作業に必要な運転免許証取得後の年数が四年未満の者
	二級	警察職員（警視等を除く。）のうち、上記作業に必要な運転免許証取得後の年数が四年以上の者
第四号の作業	一級	船員（船長及び機関長を除く。）のうち、乗船の経験年数が一年以上四年未満の者
	二級	船長及び機関長並びに船員のうち乗船の経験年数が四年以上の者
第五号の作業	無線電話乙の免許を有する者（警視等を除く。）	
	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者	
第六号の作業	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者	

2 月の中途において、条例第三号第一項第一号、第四号及び第六号の作業に従事し、又は従事しないこととなつた者の当該月の経験年数の算定は、その従事し、

又は従事しないこととなつた月の日数のいかんにかかわらず、その月は従事した月として計算するものとする。

3 月の中途において、条例第三号第一項第三号の作業に必要な運転免許証を取得した者の経験年数の算定については、前項の規定を準用する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 作業手当の額は、条例第三号第一項各号の作業に従事した日一日につき、前条に定める区分に応じ、次の表に定める額とする。

条例第三号第一項の作業	区	分
第一号から第四号までの作業	一級	二十四円
	二級	三十六円
第五号の作業	三十六円	
第六号の作業	二十円	

第三条第二項を次のように改める。

2 同一人が二種以上の作業に従事した場合における作業手当の一日の支給総額は、四十七円をこえてはなら

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十三年五月鳥取県選挙管理委員会告示第二十号（市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区について）中日野郡の項を削る。

昭和三十四年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

人事委員会規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第三号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十九年鳥取県条例第四十号）」を「（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（技術の程度）

第一条の二 条例第三条第一項各号に掲げる作業についての技術の程度及び作業手当を支給するものの範囲は、次表のとおりとする。

条例第三条第一項の作業	区 分	
	一級	二級
第一号の作業	上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部補以下の警察官及び警察署に勤務する上記作業専任の警部	上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満である警部補以下の警察官及び警察署に勤務する上記作業専任の警部
第二号の作業	鑑識技能検定試験の二級に合格した者又は上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満の者（警視、警部及び課長補佐の職にある警察官以外の職員（以下「警視等」という。）を除く。）	鑑識技能検定試験の二級に合格した者又は上記作業に関する経験年数が一年以上四年未満の者（警視等を除く。）

第三号の作業	二級	
	一級	二級
警察職員（警視等を除く。）のうち、上記作業に必要な運転免許証取得後の年数が四年未満の者	警察職員（警視等を除く。）のうち、上記作業に必要な運転免許証取得後の年数が四年以上の者	警察職員（警視等を除く。）のうち、上記作業に必要な運転免許証取得後の年数が四年以上の者
第四号の作業	二級	
	一級	二級
船員（船長及び機関長を除く。）のうち、乗船の経験年数が一年以上四年未満の者	船員（船長及び機関長を除く。）のうち、乗船の経験年数が一年以上四年未満の者	船長及び機関長並びに船員のうち乗船の経験年数が四年以上の者
第五号の作業	無線電話乙の免許を有する者（警視等を除く。）	
	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者	
第六号の作業	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者	
	電話交換取扱適任証を有する者又は電話交換に関する経験年数三年以上の者	

2 月の中途において、条例第三条第一項第一号、第四号及び第六号の作業に従事し、又は従事しないこととなつた者の当該月の経験年数の算定は、その従事し、

又は従事しないこととなつた月の日数のいかんにかかわらず、その月は従事した月として計算するものとする。

3 月の中途において、条例第三条第一項第三号の作業に必要な運転免許証を取得した者の経験年数の算定については、前項の規定を準用する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 作業手当の額は、条例第三条第一項各号の作業に従事した日一日につき、前条に定める区分に応じ、次の表に定める額とする。

条例第三条第一項の作業	区 分
第一号から第四号までの作業	一級 二十四円 二級 三十六円
第五号の作業	三十六円
第六号の作業	二十円

第三条第二項を次のように改める。

2 同一人が二種以上の作業に従事した場合における作業手当の一日の支給総額は、四十七円をこえてはなら

ない。

第四条中「第二条第一項」を「条例第三条第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第四号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を第五項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五

項を同条第四項とする。

第十三条ただし書を次のように改める。

但し、一の月の分を翌月の給料の支給期日までに支給するものとし、通勤手当にかかる事実が確認できない場合等で、給料の支給期日までに支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができ

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年三月三十一日から適用する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「支給期日」を「支給期日までに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年三月三十一日から適用する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第六号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第二十条第四号を次のように改める。

但し、一の月の分を翌月の給料の支給期日までに支給するものとし、通勤手当にかかる事実が確認できない場合等で、給料の支給期日までに支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができ

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日以後に出発する旅行から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日以後に出発する旅行から適用する。

昭和三十四年四月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

四 水産試験船、取締船、実習船及び警備船に乗り組む職員が、一日につき水路五時間未満の航海を行った場合には日当を支給しないものとする。
別表第二（着後手当）の支給条件欄中

新在勤地に到着後直ちに当該職員が引続いて利用することができる県設宿舎を利用する場合
赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合

新在勤地に到着後直ちに職員のための県設宿舎を利用できる場合又は自宅に入る場合
赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合

に改める。

別表第五（講習、研修等の旅費）の宿泊料乙地方欄中「九〇円」を「一一五円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日以後に出発する旅行から適用する。